

平成30年4月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 平成30年4月17日(月) 13時00分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 藤田 博司

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請
について

5. 出席委員

議席1	空 席	議席2	西内芳徳	議席3	空 席
議席4	木幡 治	議席5	高田喜寿	議席6	澤上 榮
議席7	西尾富雄	議席8	大橋利一	議席9	熊 利美
議席10	小川貴永	議席11	吉田晴男	議席12	井上 寔
議席13	渡邊重友	議席14	藤田博司	議席15	空 席

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

産業課長兼農業委員会事務局長	志賀 睦
主査(併任)	大和田 千歳

7. 開 会(事務局長)

○志賀事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、只今より双葉町農業委員会4月定例総会を開催したいと思います。それでは会長の方から挨拶をお願いいたします。

8. 会長挨拶

◆藤田会長

皆さんこんにちは。農作業の時期になりました。皆さんもやっておられる方はそれなりに楽しくなってきた頃だと思えます。前回の農業委員会定例総会の時に今度、新しく農業委員の選出についてお話があったわけですが、これまでの一般選挙ではなくなりましたの

で、特に認定農業者の方の出でいただくということが、大きな柱となるのではと、こんな風に思っています。みなさんの農業委員の中に今までの農業委員で双葉町の農業の発展に尽くしていただければ幸いです。手を挙げる期間は4月2日から5月2日までなので、期間に遅れないように手続きをしていただきたいと思います。これはパソコンとかで取れると思いますが、役場に来れば資料はありますので、今日の帰りにでもやって行ってくればと思います。簡単ではありますが、私からのお話は以上です。

9. 議 事

○志賀事務局長

どうもありがとうございました。

双葉町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となります。会長よろしく願いいたします。

◆議長(藤田会長)

ただいまの出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、これより平成30年4月定例総会を開催いたします。

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、会務報告ということで報告させていただきます。

(会務報告を朗読)

◆議長(藤田会長)

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りをいたします。

議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

◆議長(藤田会長)

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には4番 木幡 治 委員、10番 小川 貴永 委員の両名を指名いたします。

続いて日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請

について」を議題とします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の定例総会の資料の3ページをお開きください。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について。農地法第5条第1項及び同条第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。平成30年4月17日提出。双葉町農業委員会会長 藤田博司。

内容は太陽光発電事業計画があります鴻草・渋川地区内の遺跡について、事前に確認を行うための農地転用の申請になります。

◆議長（藤田会長）

農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について、教育委員会職員から説明いただきます。説明が終わりましたら、質疑といたします。

ここで暫時休議とします。

（休議）

◆議長（藤田会長）

会議に戻します。

橋本教育総務課長、よろしく願いいたします。

○橋本教育総務課長

今回、農地法第5条第1項の規定に基づきまして、許可の申請書ということで提出をさせていただきます。事業名につきましては、渋川地区太陽光パネル設置事業による試掘調査の件でございます。こちらの関係について吉野生涯学習係長から詳細について説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○吉野生涯学習係長

昨年内、太陽光パネルを設置したいという業者の方から対象地域において埋蔵文化財等がないかどうかの確認の問い合わせがございました。それに関しまして、3つの遺跡があるという回答をさせていただきます。

ひとつは、石仏遺跡、二つ目は町田遺跡、そして竹下遺跡と3つの遺跡がございまして、これらの遺跡について範囲と精確を明確にしたうえで本発掘調査が必要なのかどうかを見極めるために試掘調査をしないといけないということで回答させていただきます。

試掘調査の場合につきましては、関係市町村が実施するものでありまして、この試掘調

査に伴いまして今回、一時農地転用の申請をしております。

内容的にはだいたい2メートル×10メートルの試掘溝という、用語で言いますと、トレンチとっておりますが、だいたい20平方メートル程度を18か所に試掘溝を設置いたしまして発掘調査をして、遺構を確認いたします。だいたい50センチぐらいの深さに掘るということでございます。重機をもって表土を剥いで基盤まで掘り下げる。基盤まで掘り下げた後は精査と申しまして鋤簾等でその下に例えば住居跡であるとか、用語ですと遺構などが残されていないかどうか、どの程度の深さまで遺跡が残っているかということを確認いたします。そのうえで当該開発側に通知するという事になっております。予定としては5月頃を予定として考えています。およそ1週間から10日ぐらいの試掘で済むこととなっております。調査後は埋戻しを行いまして、原状に復するというふうに考えております。調査結果に基づきまして、当該業者には復興整備計画に申請をするというふうに聞いております。そのようなことで遺跡の範囲について、調査によって明らかにしたいと考えておりますので何卒よろしくお願ひいたします。説明は以上です。

◆議長（藤田会長）

ただいま教育委員会職員から説明がありましたが、皆様からご意見をいただきたいと思ひます。ご意見、ご質問がありましたらお願ひいたします。

○井上委員

もし、重要な遺跡がでた場合には建築は中止になるわけ。

○吉野生涯学習係長

そういうことではございません。ただ、当該業者の方がどういう方法をとるかということで、その方法によって例えば盛土をして保存するであるとか、どうしても掘削が必要になってくる場合は本発掘調査をして記録を残すことで開発は可能になってまいります。

その際、発掘費用につきましては原因者たる開発側で負担をいただくということが大前提となっております。先程の説明で不足しておりましたが、約15筆、720平米を対象としております。失礼しました14筆です。

◆議長（藤田会長）

その他ございませんか。

○渡邊委員

今の場所というのはこれ、圃場整備入ってるんですけど、その時はどうなったの。

○吉野生涯学習係長

その当時の記録がでてこないのに、記録は残っていないのではないかと。圃場整備でどの程度掘削されているのかも含めて今回、確認したいと思っています。

○渡邊委員

後ろをみると改良区さんからとった確認の書類が出ているので、なぜ、圃場整備終わっているのに、土地改良区さんでそのへんを出しているのかなと。

○吉野生涯学習係長

試掘によってその辺を明らかにしたいと思っています。

◆議長（藤田会長）

その他ございませんか。

他にご意見がなければ、これで質疑を終了いたします。

橋本教育総務課長、ご説明ありがとうございました。

暫時休議といたします。

（休議）

◆議長（藤田会長）

会議に戻します。

本件にかかる調査結果を地区調査委員である吉田晴男委員、調査担当委員である西尾富雄委員から報告願います。

○西尾委員

平成30年4月11日（水）に吉田地区担当委員、双葉町農業委員会事務局2名で現地確認をいたしました。

農地転用基準事項により調査した結果、埋蔵文化財試掘調査に関する農地転用につきましては許可相当と判断いたします。以上です。

○吉田委員

同じです。

◆議長（藤田会長）

本件について審議に入ります。 質疑、ご意見等ありませんか。

（なし）

◆議長（藤田会長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◆議長(藤田会長)

異議なしと認めます。

農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、本日の提出された議案は、すべて終了いたしました。

引き続き、下記事項について協議

- (1) 平成30年5月定例議会の開催及び日程について
- (2) その他

引き続き、下記事項について事務局より報告

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- (2) 東北電力株式会社による農地一時使用について
- (3) 東日本旅客鉄道株式会社による農地一時使用の期間延長について
- (4) 東日本旅客鉄道株式会社による農地一時使用の完了について
- (5) その他

(閉会時間 13時 25分)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会 長 藤田 博司 ㊟

議事録署名人 小川 貴永 ㊟

議事録署名人 木幡 治 ㊟